

服装規程

- 第1条 徳島県立池田支援学校美馬分校（以下「分校」）の生徒の服装は、清潔で活動的なものを着用する。
- 第2条 通学の場合は、分校所定の服装とし、原則として校外行事の際にもこれを着用する。
- 第3条 制服・靴などは、次のとおりとする。
- 第4条 特別な事由による場合は、適宜対応する。

(1) 制服

【旧1】～R3年度生

冬服（10月～5月）		夏服（6月～9月）	
男子	女子	男子	女子
<ul style="list-style-type: none"> ・黒標準学生服 ・黒ズボン (分校指定のボタンをつけたもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・紺背広型上着 ・白ショールカラーブラウス ・ひもネクタイ（エンジ） ・紺プリーツスカート 	<ul style="list-style-type: none"> ・白開襟シャツ ・白ポロシャツ ・黒ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・白ショールカラーブラウス ・ひもネクタイ（エンジ） ・紺プリーツスカート

【旧2】R4年度生

冬服（10月～5月）		夏服（6月～9月）	
男子	女子	男子	女子
<ul style="list-style-type: none"> ・黒標準学生服 ・黒ズボン (分校指定のボタンをつけたもの) ----- ・紺背広型上着 ・白カッターシャツ ・ネクタイ（エンジ） ・紺ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・紺背広型上着 ・白カッターブラウス ・ネクタイ（エンジ） ・紺プリーツスカート あるいは ・紺ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・白開襟シャツ ・白ポロシャツ ・黒ズボン あるいは ・紺ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・白開襟シャツ ・白ポロシャツ ・紺プリーツスカート あるいは ・紺ズボン

*男子の冬服は、上の組み合わせか、下の組み合わせのどちらかを選択できるものとする。

【新】R5年度生～

冬服（10月～5月）		夏服（6月～9月）	
男子	女子	男子	女子
<ul style="list-style-type: none"> ・濃紺背広型上着 ・白カッターシャツ ・ネクタイ（濃紺） ・濃灰ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃紺背広型上着 ・白カッターブラウス ・ネクタイ（濃紺） ・濃灰プリーツスカート あるいは ・濃灰ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・白開襟シャツ ・白ポロシャツ ・濃灰ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・白開襟シャツ ・白ポロシャツ ・濃灰プリーツスカート あるいは ・濃灰ズボン

*【旧】の制服から【新】の制服へ改正。移行期間は、令和5年4月1日～令和7年3月31日。

(2) 運動着（通常は、登校後に着替える。）

<ul style="list-style-type: none"> ・長袖ホッピングシャツ（紺） ・半袖シャツ（白） 	<ul style="list-style-type: none"> ・スレンダーパンツ（紺） ・クォーターパンツ（紺）
---	--

- (3) 靴 自由（通学靴・上靴）
- (4) 靴 下 式典等の学校行事の際は、単色（白・黒・紺）とする。
- (5) カバン 自由
- (6) 防寒具 華美でないもの。（無地を推奨）
- (7) 頭髪 学校生活に支障がない髪型とする。

(附 則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成29年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和5年4月1日改正

令和5年10月30日改正